時間外労働 に関する協定届 休日労働

事 業 の 種 類		事業の名称			事 業 の 所 在 地(電話番号)				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	労働	事業場外労働」 に関する協定 で定める時間	延長することができる時間		期間
							1日 (1日を超える一定の期間起算日)		
	必安の	いのの共体的事用							
下記 に該当しない労働者									
					1	1			
					1				
1年単位の変形労働時間制により									
労働する労働者									
						1			
					1				
				労働者数	所定	所定 労働させることができる休日			
休日労働をさせる必要のある具体的事由			業務の種類	(満18歳以上の者)			に始業及び終業の時刻	期間	
				(I NO	
						<u> </u>			
」 協定の成立年月日 年 月 日									
聯夕									
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名 氏名									
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(
年 月	日								
				哉名		Œ	Ď.		
			E E	氏名					
労働基準監督	督署長殿								

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、事業場外労働の対象業務については他の業務と区別して記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害 な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。
- (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、1日についての限度となる時間を記入 すること。
- (2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- 3 の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入し、事業場外労働の対象業務については事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。